

# 平成31年度奨学一時金受給者の募集について

黒石市民財団では平成31年度に下記の支給対象となる学生に対して、教材費または研究費の一部を支援する目的で奨学一時金を支給します。希望者は下記応募要項に従い財団事務局に申請してください。

公益財団法人黒石市民財団のHP (URL) <https://www.kuroishi-zdn.org/>

## 応募要項

### 【支給対象】

黒石市立の各小学校または中学校を卒業した人で、平成31年4月10日以降に、大学院、大学、短期大学、専修学校に在籍している学生に対して、教材費または研究費の一部を支援する目的で向こう2年継続して奨学金を支給します。ただし、今年が卒業年度の場合は1回のみでの支給となります。

### 【申し込み方法】

申し込み(作文提出)期限は**平成31年6月30日**(財団事務局必着)。

作文は800字(A4原稿用紙2枚)以上、1,200字(3枚)以内とします。

(注) 1200字を超える作品は審査の対象外とします。

作文のテーマは「**私の抱負**」として下さい。作文の原稿用紙は添付したものを使用して下さい。

申し込みする人は別紙の**申込書**と**作文**と一緒に下記の事務局宛に郵送で提出して下さい。

### 【奨学一時金の支給額】

申し込み者の作文を審査し、一人当たり1回目が7月に10万円と、翌年7月までに2回目の10万円を**10名**以内に支給します。(今年が卒業年度の場合は1回のみでの支給となります)

審査の結果、**入選しない場合**でも内容が入選に近い内容であれば記念品を贈呈します。翌年また意欲があれば応募して奨学金の申請をして下さい。

### 【選考条件】(優先順)

- 1、当市民財団の理事、評議員、監事、事務局の子、孫などの家族でないこと。
- 2、学問分野にとらわれず、向学心の高いと思われる者を優先する。
- 3、地域社会に限らず広く社会全般のために人生を捧げようとする志の高い者を優先する。
- 4、他の応募者や過去の応募者の論文と類似性が少なく独自性の高いと思われるものを優先する。

### 【奨学一時金申込書および作文の送り先】

公益財団法人黒石市民財団 事務局  
青森県黒石市青山126番地2 (〒036-0325)

(宛先の住所を間違わない様ご注意ください)

### 【支給方法】(選考後支給対象として入選者に選ばれた場合)

後日、財団から支給対象となった旨の書面を郵便で本人宛に送付します。

奨学一時金(10万円)の**支給対象者となった場合**はすみやかに、下記の書類を上記の財団事務局宛に郵送して下さい。書類が受理された後に振り込み送金されます。

1. 在学証明書(原本) **平成31年4月10日以降**の日付のもの 1枚。
2. 一時金受取りの銀行口座を記載したもの(通帳の表紙のコピー等) 1枚。

この時、銀行の支店名(読み名)を添え書きして下さい。

### 【返済義務の問い合わせに対して】

当財団の奨学一時金については**返済義務がありません**。

(別紙)

# 奨学一時金申込書

平成 3 1 年 月 日

公益財団法人  
黒石市民財団代表理事 殿

私は作文を添えて下記により黒石市民財団の奨学一時金の支給を申し込みます。

## 記

(ふりがな)

1. 氏 名 : \_\_\_\_\_

2. 現住所と郵便番号 (〒 - )

住 所 : \_\_\_\_\_

アパート・マンション等の名称 : \_\_\_\_\_

3. 卒業した小学校名とその卒業した年月 (年度ではない)  
小学校・平成 年 月卒

4. 卒業した中学校名とその卒業した年月 (年度ではない)  
中学校・平成 年 月卒

5. 平成31年4月10日現在、在籍している学校の名称および専攻科名と学年  
(学校名)  
(専攻学科)  
(学年) (在学先の卒業予定年月) 年 月卒

6. 親権者の氏名 (父または母等の続柄)  
(氏名) (続柄: \_\_\_\_\_)

7. 親権者の住所、電話番号  
(〒 - )  
住 所 : \_\_\_\_\_

【親権者の電話番号】 - ( ) -

### 個人情報の取扱いについて

#### 1. 個人情報の利用目的について

当財団は以下の目的で連絡先情報を利用させていただきます。

- 奨学一時金の受給に関わる連絡の為、応募者のお名前、住所などの情報を利用させていただきます。
- 本事業の今後の運営の参考とする為、受給者の進路等を調査する目的で親権者のお名前、住所、電話番号などの情報を利用させていただきます。

#### 2. 個人情報の管理について

ご連絡いただいた情報は厳重に管理し、個人情報への不正なアクセスや情報の紛失、漏洩等が起きぬよう安全対策を講じます。

#### 3. 個人情報の開示について

当財団は応募者ならびに親権者の同意がない限り個人情報を第三者に開示することはありません。